

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月12日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
	○知事                      ●市区町村長等
2. 都道府県名	埼玉県
3. 市区町村名	吉見町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.yoshimi.saitama.jp/my_number.html">http://www.town.yoshimi.saitama.jp/my_number.html</a>

執行機関名 吉見町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。)の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。)に対し、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		吉見町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年吉見町条例第18号)別表第1の2の項 教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。)の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。)に対し、必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	吉見町就学援助費の支給に関する要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、教育基本法(昭和22年法律第25号)第4条第3項及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、 <u>経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒」という。)の保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)</u> に対して就学援助費を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		吉見町就学援助費の支給に関する要綱(平成23年2月1日吉見町教育委員会要綱第1号)